

## 七尾市のFacebook公式ページの利用に関する運用方針

平成23年12月5日施行

令和3年1月6日改定

広報広聴課

### (目的)

- 1 Facebookが持つ拡散性、即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、市政等に関するさまざまな情報を積極的かつ即時に発信することを目的とする。

### (適用)

- 2 この運用規程は、「七尾市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、市職員が職務の一環として、Facebookの公式ページ（以下「公式ページ」という。）から情報発信する際に適用する。

### (公式ページの管理)

- 3 公式ページは、広報広聴課で管理を行うものとする。

### (情報発信)

- 4 情報発信は、広報広聴課の職員を通して発信する。

### (意思決定)

- 5 発信する情報については、原則として広報広聴課長の決裁を必要とする。ただし、次に掲げる場合には、Facebookの特性や情報発信の即時性を考慮し、予め広報広聴課長が必要と認めた事項につき、職員の判断により直接情報を発信できるものとする。

(1)既に一般に周知されている事項について、再度、情報発信する場合

(2)イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合

(3)法令等で定められている内容を情報発信する場合

(4)他所属で決裁を行った内容を情報発信する場合

### (他所属の情報発信)

- 6 公式ページで発信を希望する所属は、ガイドラインや運用方針を踏まえて各所属で決裁後、広報広聴課へ内容を提出するものとする。

### (コメントやメッセージについて)

- 7 公式ページに寄せられるコメントやメッセージへの返信は、原則行わないものとする。不適切な表現があった場合は、削除するものとする。

### (「いいね！」について)

- 8 公式ページから他の利用者に対して、原則「いいね！」ボタンを押さないものとする。

### (フォローについて)

- 9 原則として、公式ページは他のページをフォローしない。

### (表記について)

- 10 情報を身近に感じてもらうために、専門用語を多用せず、利用者の立場に立って、平易な言葉で丁寧に伝えることとする。

(ホームページへの表示)

1 1 広報広聴課は、ガイドライン及びこの運用方針をホームページ上に掲載する。

(なりすましへの対応)

1 2 広報広聴課は、なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信しなりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(遵守事項)

1 3 公式ページでの情報発信にあたっては、法令並びにガイドライン、公式ページのプロフィールに掲示する対応方針及びこの運用規程を遵守すること。

(協議事項)

1 4 この規定に定めていないことについては、随時協議して定めるものとする。